

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第12号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(超過勤務等記録簿等)</p> <p>第22条 給与支給権者は、超過勤務手当、休日給、宿日直手当及び夜勤手当の支給に当たっては超過勤務等記録簿（様式第19）を、管理職員特別勤務手当の支給に当たっては管理職員特別勤務実績簿（様式第20）及び管理職員特別勤務手当整理簿（様式第21）を作成し、所要事項を記録しなければならない。</p>	<p>(超過勤務等記録簿等)</p> <p>第22条 給与支給権者は、超過勤務手当、休日給、宿日直手当及び夜勤手当（以下この条において「<u>超過勤務手当等</u>」という。）の支給に当たっては超過勤務等記録簿（様式第19）を、管理職員特別勤務手当の支給に当たっては管理職員特別勤務実績簿（様式第20）及び管理職員特別勤務手当整理簿（様式第21）を作成し、所要事項を記録しなければならない。<u>ただし、超過勤務手当等の支給に当たって、電磁的方法を使用する場合は、人事委員会が別に定める方法により、所要事項を記録するものとする。</u></p>
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 給与条例第31条第2項又は給与等条例第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出に係る1週間当たりの勤務時間は、40時間（給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員（以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。）にあっては、勤務時間等条例第2条第2項<u>又は第3項</u>の規定により定められた1週間当たりの勤務時間）とする。</p> <p>4 給与条例第36条又は給与等条例第27条の2第5項に規定する人事委員会規則で定める時間は、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間から8時間（短時間勤務職員にあっては、8時間に勤務時間等条例第2条第2項<u>又は第3項</u>の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間）に18を乗じて得た時間を減じた時間とする。ただし、勤務時間等条例第4条又は給与等条例第26条の3の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りについて別に定められている職員のうち、人事委員会の定める職員については、前項に掲げる時間に52を乗じて得た</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 給与条例第31条第2項又は給与等条例第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出に係る1週間当たりの勤務時間は、40時間（<u>給与条例第6条の2第1項及び給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。）並びに給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員（以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。）にあっては、勤務時間等条例第2条第2項から第4項まで又は給与等条例第26条第2項から第4項までの規定により定められた1週間当たりの勤務時間）とする。</u></p> <p>4 給与条例第36条又は給与等条例第27条の2第5項に規定する人事委員会規則で定める時間は、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間から8時間（<u>育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、8時間に勤務時間等条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間又は8時間に給与等条例第26条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間</u>）に18を乗じて得た時間を減じた時間とする。ただし、勤務時間等条例</p>

時間とする。

第4条又は給与等条例第26条の3の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りについて別に定められている職員のうち、人事委員会の定める職員については、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。